

## 「若年性認知症ケア・モデル事業」業務委託仕様書

## 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「若年性認知症ケア・モデル事業」業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から平成 23 年 3 月 31 日まで

## 2 本事業の目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、若年性認知症の特性に応じた先駆的な事業を実施する事業所に対して支援し、若年性認知症の人等の支援に資する適切なサービスを研究するとともに、当該サービスを広く普及させるものである。

## 3 対象事業

本事業は、介護保険施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期の認知症の者に対し、三重県内で支援を実施する事業を対象とする。

なお、本事業の利用者については、複数名の対象者の登録があり、1 日あたり 3 人程度以上の利用が見込まれること。

## (1) コーディネーターの設置

総合的な支援窓口として、コーディネーターを 1 名設置し、若年性の認知症の人や家族の相談に応じ、適切な支援につなげる。（支援の例：若年性認知症者の自立支援に資する生活指導、若年性認知症者の求職活動に対する支援、介護保険事業所・行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、若年性認知症の人の子供への心のケア等）

なお、コーディネーターは、三重県認知症コールセンター（以下「コールセンター」という。）と連携し、コールセンターへ相談のあった若年性認知症者等への支援を必要に応じて行うとともに、若年性認知症にかかる情報等をコールセンターへ提供するものとする。

## (2) 若年性認知症の人への支援に関わる者を対象とした研修会等の開催

地域包括支援センター等の職員を対象に研修会を開催し、若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化を図る。

ア 会場： 研修の実施場所は、モデル事業所が所在する市町内で実施するものとする。

イ 定数： 50 名程度とする。

ウ 開催数： 1 回（3 時間程度）実施するものとする。

エ 教材： 研修に必要なテキストを作成すること。

## (3) 若年性認知症のケアの質の向上にかかる取り組み

介護サービス従事者等を対象に研修及び実習を行うことにより、ケアの質の向上を図る。

ア 会場： 研修の実施場所は、モデル事業所が所在する市町内で実施するものとし、実習についてはモデル事業所で実施するものとする。

イ 定数： 30 名程度とする。

- ウ 開催数： 研修は1回（1回／3日）開催することとし、1日あたり概ね5時間程度の講座とすること。  
 実習については、3日間（1日あたり8時間程度）行うものとし、1日の実習生の受入数は3人程度とすること。
  - エ 教材： 研修及び実習に必要なテキストを作成すること。
- (4) その他、本事業の目的を達成するために効果的と考える取り組み

4 委託業務にかかる留意事項

(1) 従業者の配置、設備等

モデル事業所は、あらかじめ本事業の責任者を定めるとともに、事業の実施について必要な職員を配置するものとする。

なお、職員配置に当たっては、事業の内容に応じ、若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症者に対するサービスの実務経験を有する者を充てることや、地域のボランティアを活用することが望ましい。

(ア) 若年性認知症ケア責任者 1人（コーディネーターとの兼務は可とする。）

若年性認知症ケア責任者は、認知症介護実践者研修修了者や精神保健福祉士等、若年性認知症に対し専門的知識を有する者とする。

(イ) 介護職員

モデル事業所は、モデル事業を実施するに足りる介護職員を1名以上確保すること。

(ウ) 設備

モデル事業所は、モデル事業を実施するに当たって十分な広さの設備を有し、モデル事業以外の事業の利用者のサービス低下を来たさないように配慮するとともに、モデル事業所を実施する事業所全体として、消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を設けること。

(エ) 3（1）から（3）までの事業内容については、必須事業とする。

- (2) 研修会等の実施にかかる研修参加者の受講料（資料代含む）は無料とすること。
- (3) モデル事業は、介護サービス事業や障害福祉サービス事業と併設しても差し支えないが、経理は明確に区分すること。  
 なお、本事業は介護保険サービスや障害福祉サービス等、公的給付の対象となるサービスは対象としない。

- (4) 上記示した本県の要求仕様のほか、本事業の目的を達成するために効果的と考えるものについては、積極的に提案を行うこと。

5 納品成果物について

(1) 納期等

成果品	納 期
事業終了後の評価・検証等報告書	平成23年3月31日
コーディネーターの支援内容等報告書 (コールセンターとの連携状況を含む。)	平成23年3月31日
研修で使用した資料、受講者アンケート等	平成23年3月31日

## (2) 体裁等

ア 様式は、A4版・両面・左綴じとすること。

ただし、見やすさ等に配慮して、A3版を使用する場合は、A4版の大きさに折り込んだうえで綴じること。

イ 成果品については、三重県承認のうえ、上記の納品期日ごとに紙媒体で正副各1部、電子媒体1部（原則、Microsoft社Office形式とし、紙媒体で提出する文書すべてを含めること。納品媒体は、CD-Rとする。）

## 6 業務に要する経費

委託料は1,728千円（消費税を含む）を上限とする。

なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、委託者との打合せに要する費用も含まれる。

## 7 その他

(1) 本仕様書に基づく全ての業務において、県が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

（詳細は別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を参照のこと。）

(2) 委託者職員からの委託業務に関する各種問い合わせに対応すること。

(3) 委託業務内容に関する不明な事項については、全て委託者と協議すること。

(4) 採択された企画提案の所有権は、委託者に帰属する。

(5) 企画提案に要する経費については、企画提案コンペ参加者の負担とする。